

それだけに残念なのは、日本語版に新たに付された序章や追記箇所には不正確な記述が多い点である。いくつか具体例をあげるとすれば、アルメニア人のアミラ（「アーミラ」は不自然）と呼ばれるエリート層は、徴税請負制と結びつくことで成長したイスタンブールの金融業者を中心としており、ギリシア人のコジャバシやブルガリア人のチョルバジヤと並列されるようなローカル・エリートではない。1913年に発表された著作のタイトルに「ホロコस्त」という言葉が使われていたかのような記述や、「東部六州」を「東部三州」としてしまふミスも見られる。第四章の冒頭で行われるように、オスマン帝国の中核地域であり、積極的に改革が推進されたバルカン南部のブルガリア人と、帝国にとっての重要度が比較的低く、それゆえにタンズィマート期には改革の立ち遅れた「アナトリア東部」のアルメニア人を同列に扱うことには無理があり、アルメニア人に関して言えばイスタンブール在住者と「アナトリア東部」在住者では区別されるべきだっただろう。そもそも、両者のあいだに見られた改革の進捗は地域によるものであり、それを民族単位で記述することは誤解を招くだろうし、こうした地域差は、1878年にブルガリアの自治が実現する以前からアルメニア人の不満につながっていたはずである。特定の「地域」に焦点をあてた本書が明らかにしたのは、「地域」特有の事情をふまえることの重要性なのではないのだろうか。

一読して明らかなように、不正確な記述の見られる箇所では、英語版をもとにした箇所比して注の数が圧倒的に少なく、また本書は日本語での研究成果を参考文献にも注にもあげていない。しかし、トルコでの在外研究に行った研究であり、英語版をもとにしているとはいえ、研究成果の価値を決めるのは何語で書かれたかではないはずだし、日本語で発表する以上、邦文の研究に言及しないのは読者に対して不親切であるように思われる。日本語版用に加筆された序文などの背景説明において、例えば、新井政美氏の研究を参照していれば、ギェルハネ勅令を「ムスリムと非ムスリムの平等を謳った」ものだとする誤謬は避けられただろうし、秋葉淳氏の研究を参照していれば、地方評議会に関してより正確な記述をすることができただろう。また、日本での慣例にそぐわない固有名詞表記が多用されているが、いずれにせよ一貫した方針がとられるべきであり、同一人物を同頁内で、「アフメト・ルザー」、「アフマド・ルザー」、「アフメド・ルザー」というように三通りに書き分けてしまうのは無用の混乱を招くだろう。

とはいえ、不正確な記述が日本語版の加筆箇所に集中しているがゆえに、それが議論の本筋に及ぼす影響は少ないのも事実であり、英語版と比べて慎重な読みが求められる部分もあるが、本書の成果自体はそれを補って余りある意義を有している。もとより、日本では「アルメニア問題」の認知度が低く、「陰謀説」がまかり通っていることもあるだけに、本書がこの問題への関心を高め、より正確な理解に読者を導いてくれることを期待したい。

（上野 雅由樹 大阪市立大学文学研究科講師）

大河原知樹・堀井聡江『イスラーム法の「変容」——近代との邂逅』（イスラームを知る 17）山川出版社
2014年 113頁

NIHU（人間文化研究機構）プログラム・イスラーム地域研究が監修する「イスラームを知る」シリーズにまた1冊、良書が加わった。本書は、「私たちが今日、目にしているシャリーアは、近代との邂逅によって大きく「変容」してしまった」のではないかと（本書2頁）という問題意識を出発点として、シャリーアすなわちイスラーム法の成り立ちと歴史、また近代における「変容」過程、そして現代における位置づけを論じたものである。

序論にあたる「現代におけるシャリーア」（大河原・堀井）は、冒頭に引いた問題意識のもと、第一に「ムスリムが多数を占める国家や社会にシャリーアが導入された事象をもってして「イスラーム復興」とか「イスラーム化」と認識することの誤解を明らかにすること」（3頁）、第二に「シャリーアと国家のこうした関係性を、近現代に固有の問題としてではなく、歴史的に考察すること」（3頁）を本書の目標に掲げ、シャリーアの理論と歴史を学ぶことを通して、現代の「イスラーム復興」や「イスラーム化」が「実際にはなにを意味するのかを正しく理解する（あるいは理解しようと努める）こと」（4頁）につなげる試みとして本書を位置づけ

る。続く第1章「イスラーム法とは」(堀井)は、シャリーアを法学的観点から概説し、シャリーアは制定法と折り合いをつけながら、実社会の要請に沿って柔軟に解釈・運用されていたとする。

第2章「近代との邂逅以前のイスラーム法」(大河原)は、オスマン帝国におけるシャリーアの歴史的展開を概観する。とくに16世紀のオスマン帝国のシェイヒュルイスラーム、エブススワードに注目し、彼が「推し進めた『柔らかな』シャリーア解釈は、19世紀のタンズィマート改革までおおむね遵守されたといっている」(42頁)とする。第3章「イスラーム法の近代的『変容』」(大河原)は、そのタンズィマート改革のもと、シャリーアが法典化・条文化されることで「変容」を遂げていく過程を描く。ジェヴデト・パシャによるオスマン民法典『メジェッレ』の編纂は、前近代のシャリーアが有していた柔軟性や法的多元性を犠牲にした「シャリーアの硬直化」(51頁)の端緒となったとし、やがて、法学派の壁を超えた学説の「選択」(タハイユル)や、さまざまな法学派の学説を組み合わせる「接合」(タルフィーク)などの立法技術が登場することで、「シャリーアの基盤そのもの」(57頁)が掘り崩されてしまったとする。

第4章「エジプトの法改革と『イスラーム立法』の影響」(堀井)では、エジプト近現代史における法改革の概略とイスラーム法の「変容」過程をたどる。とくに19世紀の「カドリー・パシャ法典」と20世紀の「サンフーリー法典」に注目し、エジプトでもシャリーアが一つのバージョンに固定化され、それが一種のモジュールとなって他のアラブ諸国に拡散していく過程を描く。第5章「イスラーム復興とシャリーア」(堀井)は、現代における「イスラーム主義」とシャリーアとの関係を、エジプト、パキスタン、イラン、トルコ、モロッコ、そしてサウジアラビアなどの諸国におけるイスラーム刑法の導入や家族法の改正、およびそれらの実施状況から考察する。

本書の結びにあたる第6章「シャリーアの行方」(大河原・堀井)は、「体制派イスラーム」、「宗教的功利主義」、「政教一致」という3つのキーワードを紹介しながら、「現代においてシャリーアとはなにか」(108頁)と問い、その暫定的な回答として、シャリーアを「学説法の総体」とするならば、それは近代に条文化・固定化されることで「変容」し、その「シャリーアにもとづいて制定された法律は、シャリーアとはいえない」(109頁)とする。以上の諸章に加えて、3つのコラム(「シャリーアと利息」、「エジプトの混合裁判所——近代日本との接点」、「イスラームと酒」)がさしはさまれている。

ここからは、オスマン帝国近代史の一研究者から見た、本書の評価すべき点と課題とすべき点を述べる。評価すべき点として何よりもまず挙げておきたいのは、本書の論旨の明快さである。著者らは、前近代から近代にかけて生じたイスラーム法の「変容」を、いわゆるイスラーム4法学派のなかで蓄積されてきた諸学説の束ともいべきもののから、国家主導で法典化・条文化されたルールともいべきもののへの変質・変化と捉えており、このモチーフは本書全体を通してみごとに貫徹している。そして、そのようにしてルール化された現代的シャリーアを導入することと、「イスラーム復興」や「イスラーム化」という言葉で一般にイメージされるものとのあいだには重大な温度差があるとする本書の趣旨も、誤解を恐れずにいえば詭弁とも思えるほどに痛快である。

次に評価すべきは、イスラーム法史に関する日本語の書籍のなかで、オスマン帝国の歴史的経験を初めて本格的に叙述のなかに組み込んだ点である。これにより、従来注目されることの多かったアラブ地域のみならず、非アラブ地域をも視野に収めたイスラーム法の「変容」過程が総合的に見わたせるようになった。この点は、イスラーム法学の専門家と中東近現代史の専門家の両名を著者に配したこと、また、その著者らが進めるオスマン民法典研究および『メジェッレ』の訳出作業[大河原・堀井・磯貝2011]とも無関係ではあるまい。イスラーム地域研究がめざしてきた学際的・地域横断的な研究実践としても優れている。

いっぽう、本書のなかで示されたさまざまな論点をもとにして、今後も考察を重ねていくべき課題も少なくない。ここでは、評者の気づいたかぎりでも2、3の点を指摘しておきたい。いずれの点も——本書のタイトルのなかではカギカッコ付きで示されている——「変容」にかかわるものである。

まず、イスラーム法の「変容」という場合の「変容」の意味について。本書における「変容」が、法自体の変質・変化を意味していることは疑いない。しかし、法を扱う(変える)のは人であるという経験則を思いあわせれば、いま一步考察を進めるべきは、法に向き合う人びとの姿勢なり意識の「変容」ということになるだろう。たとえば、社会人類学者の大塚和夫は、シャリーアをめぐる人間の身体感覚の変化を「身体化」と

「世俗化」の観点から論じた[大塚 2004: 421–422]。これは、法の「変容」と人の「変容」をパラレルに見すえた議論である。「変容」のインタラクティブな性質にいつそう注目することで、人と法との相互変容という論点も開けてくるはずである。

次に、「変容」が画するものについて。本書を通読して気づくのは、前近代と近代を分かつ画期として「西洋の圧力」ないし「西洋の衝撃」を強調している点である。たしかに、本書の冒頭には、「本書は、シャリーア(あるいはイスラーム)を、イスラーム護教論的な立場で理想化することも、オリエンタリスト的な立場で否定することも意図していない」(4頁)とあり、また本評の冒頭でも紹介したように「歴史的に考察すること」(3頁)の重要性についても注意を促している。ところが、本書の終盤近くになって、「近代以前であれば、現金ワクフや利息さえもシャリーア体系の枠内で説明できていた自己完結性が、ヨーロッパの近代法体系との邂逅によって大きくゆらいだ」(99頁)などという記述に出くわしてしまうと、はたして本書の入り口と出口のあいだで認識の整合性がとれているのだろうかというところまでいって禁じえない。シャリーアが〈前近代=柔軟=多面的〉な性格から〈近代=硬直=一元的〉な性格に「変容」したとする本書の二項対立的な議論の組み立て方も、こうした認識の問題に深くかかわっているのではなかろうか。

ところで、本書の刊行後、イスラーム法史の時代区分として「近代」(19世紀)に断絶を想定する既存の研究(本書もそれに連なる)のあり方を批判して、遅くとも16世紀までには国家によるシャリーアへの介入が本格化し、そこにイスラーム法史を画する大変動が生じたとする研究が現れた[Burak 2015: esp. 220–223]。たしかに、「近代」に生じたイスラーム法の「変容」が重要であることは、著者らが本書で明示したとおりである。とはいえ、前記の新しい研究動向は、「変容」を1回限りの出来事とせず、また「近代」だけに生じた事象ともせず、歴史のなかで大小の波をとまなしにしながら変動していく一つのプロセスとして捉えることの重要性を提起する。二分法的・二項対立的な歴史理解および歴史叙述を相対化する一つの契機としても、この点は今後でいねいに検証すべき論点となるはずである。

以上、本書を読んで思いつくままに評価すべき点、また課題とすべき点を書き連ねてみた。ほかにもシャリーア研究の方向性を見極めるための大きなヒントが、本書にはいくつも潜んでいるにちがいない。この意味でも、今後の研究の確かな出発点となる本書の刊行を重ねて喜びたい。

<参考文献>

- 大河原知樹・堀井聡江・磯貝健一(編) 2011. 『オスマン民法典(メジェッレ)研究序説』 NIHU プログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点。
 大塚和夫 2004. 「イスラーム世界と世俗化をめぐる一試論」『宗教研究』 78 (2): 401–426.
 Burak, Guy. 2015. *The Second Formation of Islamic Law: The Hanafi School in the Early Modern Ottoman Empire*. New York: Cambridge University Press.

(佐々木 紳 成蹊大学文学部助教)

坂本勉『イスタンブル交易圏とイラン——世界経済における近代中東の交易ネットワーク』慶應義塾大学出版会 2015年 v+388頁

序章によれば本書の目的は、オスマン帝国の首都イスタンブルを拠点にイランまでつながっていた交易ネットワークを、19世紀以降の西洋資本主義経済が主導するグローバル経済の中に位置付けながら、その自律的な変容を捉えることである。そして本書の主張は、近世からイスタンブル交易圏の中で培われてきた商人たちのネットワークは、近代以降の西欧経済の拡大に対して自律的な解体・再編を経ることで、交易圏の変容をもたらしたというものである。この主張を裏付ける各章の内容を以下にまとめる。

第1章「イスタンブルの中継貿易とイラン」では、19世紀初頭以降の西欧工業品の流入に対応した商人たちの活動が、現地ペルシア語史料や統計を駆使して明らかにされる。1830年代以降、イスタンブルから黒海を経由してイギリス綿工業品がイランに流入するようになり、その中継貿易を担ったのは現地の商業や